

## JA共済からのご提案！ お手頃な共済掛金でご自身とご家族の安心を！

まとめて月々6,007円！

令和5年4月現在  
〈例：30歳男性の場合〉

※1  
日帰り入院から、まとまった一時金が受取れる！

### 医療共済

〈ご契約例〉◆共済金額20万円 ◆共済期間80歳満了  
◆先進医療あり ◆共済掛金払込年齢30歳  
◆口座振替扱い ◆共済契約の型1回型

月払い3,541円

※2※3  
先進医療も  
2,000万円まで  
保障されるのワ！



※1  
日帰り入院からOK！

治療共済金  
1回あたり

20万円(最大1回)

介護医療  
保険料控除の対象

※4  
ライフステージに応じて遡減する万一保障！

### 定期生命共済 (遡減期間設定型)

〈ご契約例〉◆共済金額1,000万円 ◆共済期間60歳満了  
◆遡減開始年齢50歳 ◆口座振替扱い

月払い2,466円

※2※3  
所定の重度要介護  
状態の場合等にも  
受け取れるのワ！



※4  
万一のときにニーズに  
即した共済金を！

※4  
万一の場合

1,000万円

(第1共済期間中で万一のときの共済金の額  
であり、共済金の額は第2共済期間中に  
おいては毎年所定の率で遡減します。)※5 ※6

一般生命  
保険料控除の対象

〈医療共済の留意事項〉※1日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。※2先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療をいいます(一定の施設基準があります)。※3先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合には技術料の額、1万円未満の場合は一律1万円となります。〈定期生命共済(遡減期間設定型)の留意事項〉※4「万一のとき」とは、死亡・所定の第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態のいずれかに該当する場合のことです。※5第1共済期間は、契約日から遡減開始年齢に達する日の属する共済年度の末日までの期間をいいます。※6第2共済期間は、遡減開始年齢に達する日の属する共済年度の翌共済年度の初日から共済期間の満了日までの期間をいいます。〈その他留意事項〉●税制度については令和5年1月末現在の法令等および国税当局への照会結果に基づくもので、将来の取扱いを保証するものではありません。個別の取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。●生命保険料控除は、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除を合計して所得税12万円、住民税7万円が上限となります。●この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。●ご加入にあたりましては、お近くのJA(農協)へお問い合わせください。



生命保険料控除で  
節税になるのワ！

お問い合わせは

JA津軽みらい

各支店窓口またはLAまで



[2302125006]

